

障害のある人の雇用に関する評価項目を追加します

平成 28 年 3 月
彦根市総務部契約監理室長

建設工事の入札参加者の格付にかかる発注者別評価事項について、次のとおり障害のある人の雇用に関する項目を追加します。

今回の改正は、平成 29 年度の入札参加資格審査から適用します。

◇障害のある人の雇用

☆障害者の雇用の促進等に関する法律により障害者雇用の拡大が図られておりますが、より一層の取組みを推し進めるため、障害のある人の雇用に関する項目を加点項目とする。

◇審査基準日において障害のある人を雇用していること。

1 人雇用している場合 2 点、2 人以上雇用している場合 4 点を加算する。

◇技術者であるかは問いません。資格の有無は問いません。

◇常用雇用労働者であること。なお、障害のある人の人数の算定にあたっては、短時間労働者も 1 人として、また、重度障害者も 1 人として算定します。

◇審査基準日において、6 箇月以上雇用されていること。（平成 29 年度の審査においては、平成 28 年 6 月 29 日以前に採用され、平成 29 年 1 月 1 日現在雇用されていること。）（ただし、入札参加資格審査申請時点において雇用されていない場合は対象外）

◇申請者において所得税の源泉徴収をしていること。

◇社会保険（健康保険および厚生年金保険）に加入していること。ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が 4 人以下等）は除きます。

◇雇用保険に加入していること。ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が 1 人もいない等）は除きます。

◇提出書類・・・「障害者雇用状況申告書」（別紙様式）

◇提示書類・・・障害者であることが確認できる書類（身体障害者手帳等の写し）

障害者である方の雇用を確認できる書類（健康保険・雇用保険等の写し）